

介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業への移行に伴う事業者説明会

平成28年10月27日（木）
@豊田市福祉センター 41会議室

豊田市 市民福祉部 地域福祉課、介護保険課

本日の内容

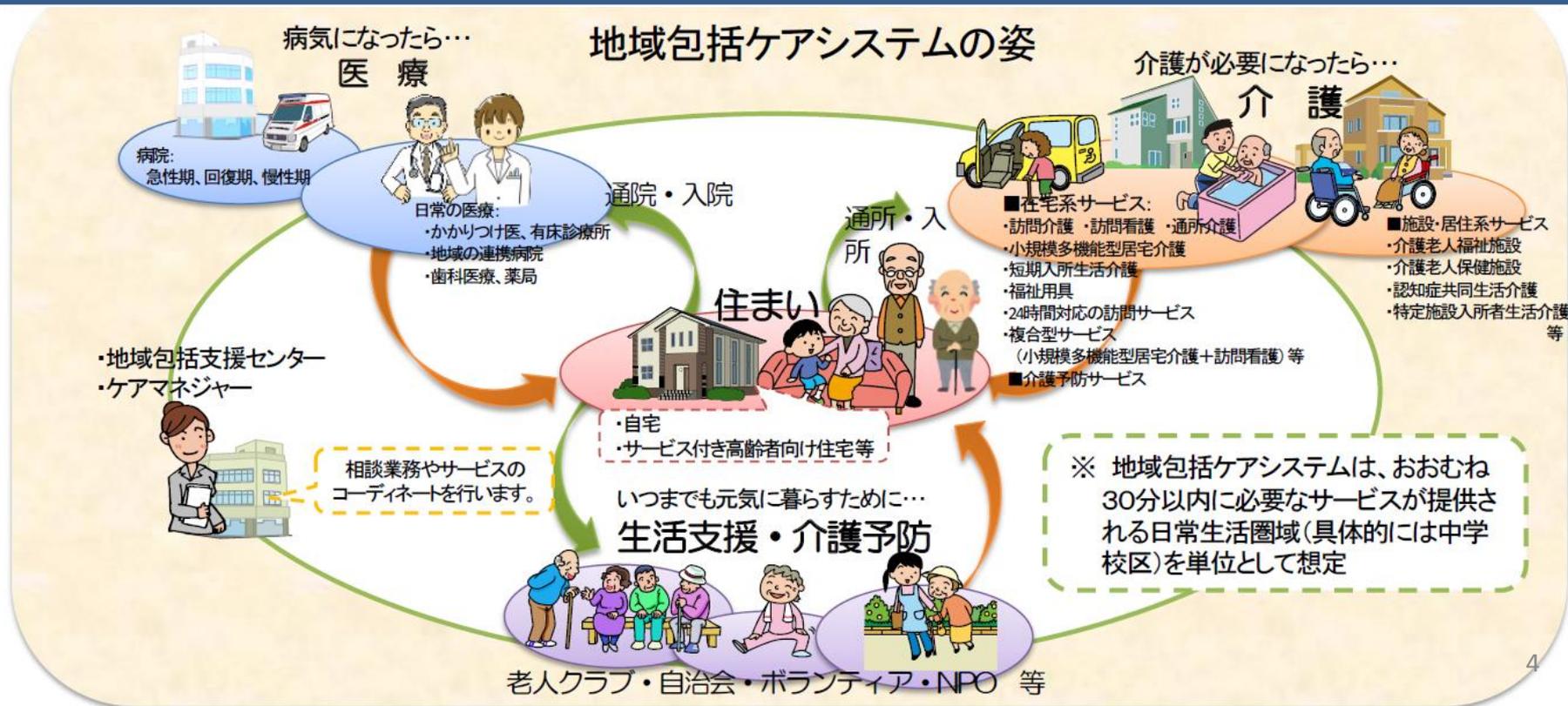
- 1 総合事業の主旨
- 2 総合事業の枠組み
- 3 総合事業サービス利用までの流れ
- 4 豊田市が実施するサービス事業
- 5 介護予防・日常生活支援サービス事業の基準と指定（現行相当サービス）
- 6 介護予防・日常生活支援サービス事業の基準と指定（基準緩和サービス）
- 7 介護予防ケアマネジメントについて
- 8 総合事業サービス費用の請求について
- 9 要介護認定に係る有効期限の見直しについて

1 総合事業の主旨

地域包括ケアシステムの構築に向けて

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、**地域包括ケアシステムの構築**が重要な政策課題となっている。

地域包括ケアシステムの構築について



総合事業の主旨

○ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）

地域住民の参画、サービスの適正化を通して、**地域の支え合い体制づくり・要支援者等への効果的かつ効率的な支援**を目指す。

○ 総合事業の考え方

- 要支援者等への選択可能なサービス・支援の充実
- 地域住民の参画を図る、基準・要件の緩和
- 住民の主体性、地域の支え合いづくりを重要視した介護予防

ニーズの増大と人材不足

○ 生活支援ニーズの拡大

予防給付の対象者は、身体介護よりも調理・買い物・洗濯・掃除などの生活支援を必要とするケースが大半である。

→ 今後の単身・夫婦のみの世帯の増加に伴い、これら生活支援ニーズの拡大が予想される。

○ 介護人材の不足

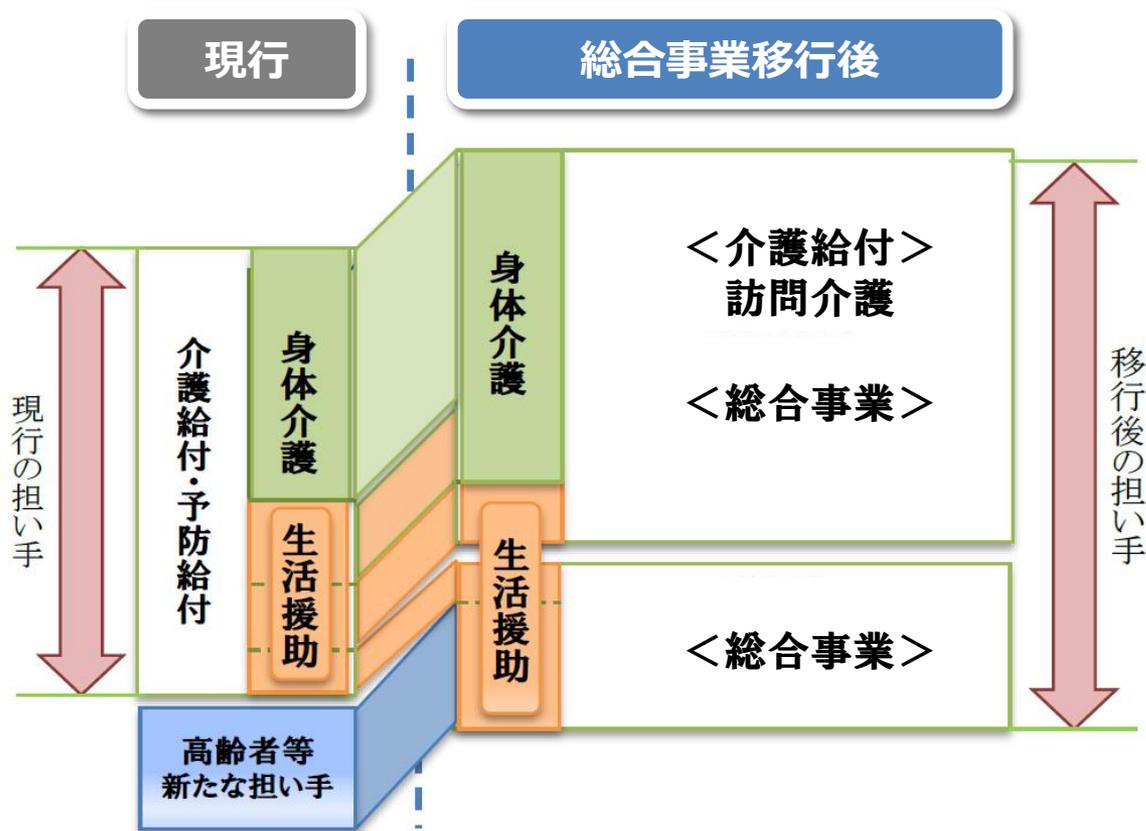
生産年齢人口の減少から、介護・福祉の担い手不足が懸念される。

→ 増大する生活支援ニーズに対し、従来通り専門職（ホームヘルパー等）が担っていくことは困難。

→ 限られた専門職は、中重度者に対する身体介護へ重点化する必要がある。

ニーズへの対応と担い手の拡大

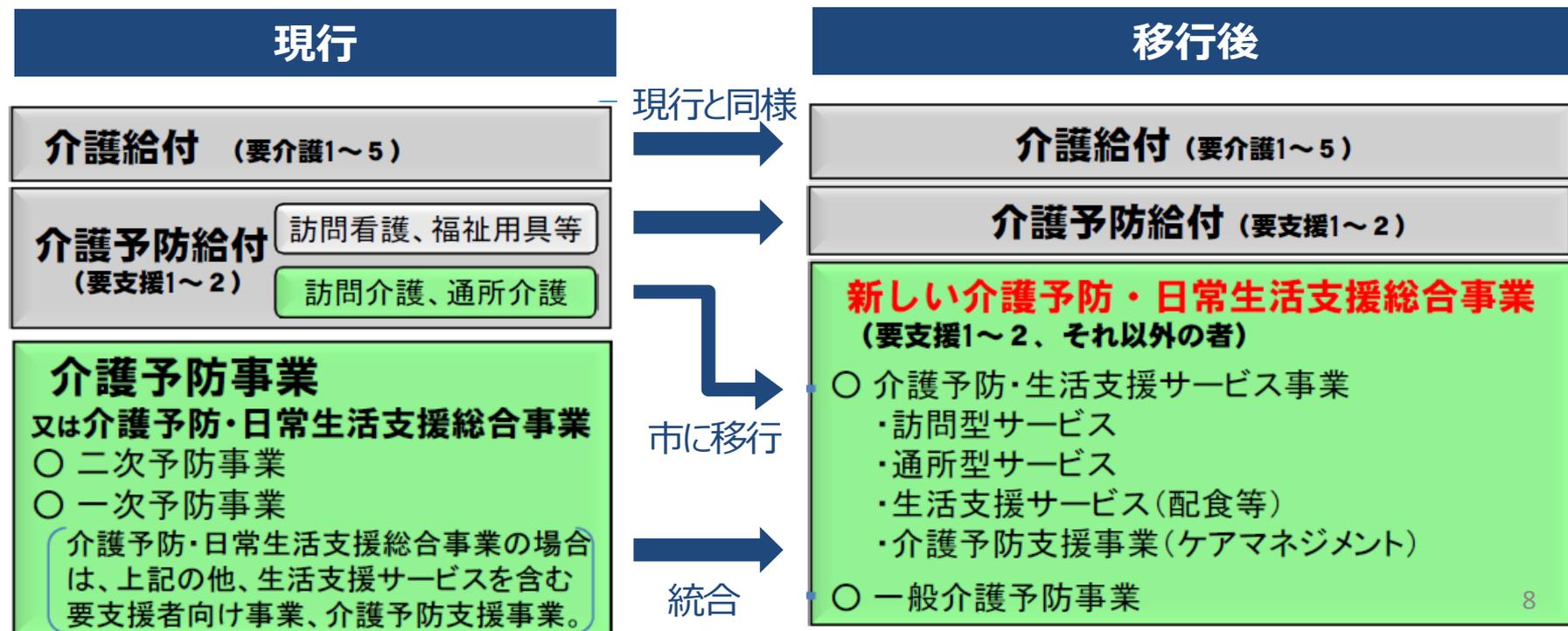
○ 総合事業移行後のイメージ



- 専門職の重点化
- 生活支援ニーズへの対応
- 新たな担い手の確保

総合事業の構成

- 介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護を市の事業（地域支援事業）へ移行し、市の基準をもってサービスを設定する。
- 介護予防事業において、一次予防事業と二次予防事業を統合し、一般介護予防事業として、住民主体の取組みを推進する。



総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護・福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続する。
- 訪問介護・通所介護は、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業（以下、サービス事業）において、訪問型サービス・通所型サービスとして位置づけられる。
- サービス事業の利用者要件は、要支援認定を持つものに加えて、包括・窓口等における簡易な審査基準（基本チェックリスト）により判断でき、迅速なサービス提供が可能となる。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づきサービスの利用が可能となる。

2 総合事業の枠組み

豊田市における総合事業 概要

現行

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付

(要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

○二次予防事業 (はつらつクラブ)

○一次予防事業 (元気アップ事業)

地域
支援
事業

現行と同様

移行後

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

総合事業

(要支援1～2、基本チェックリスト該当者)

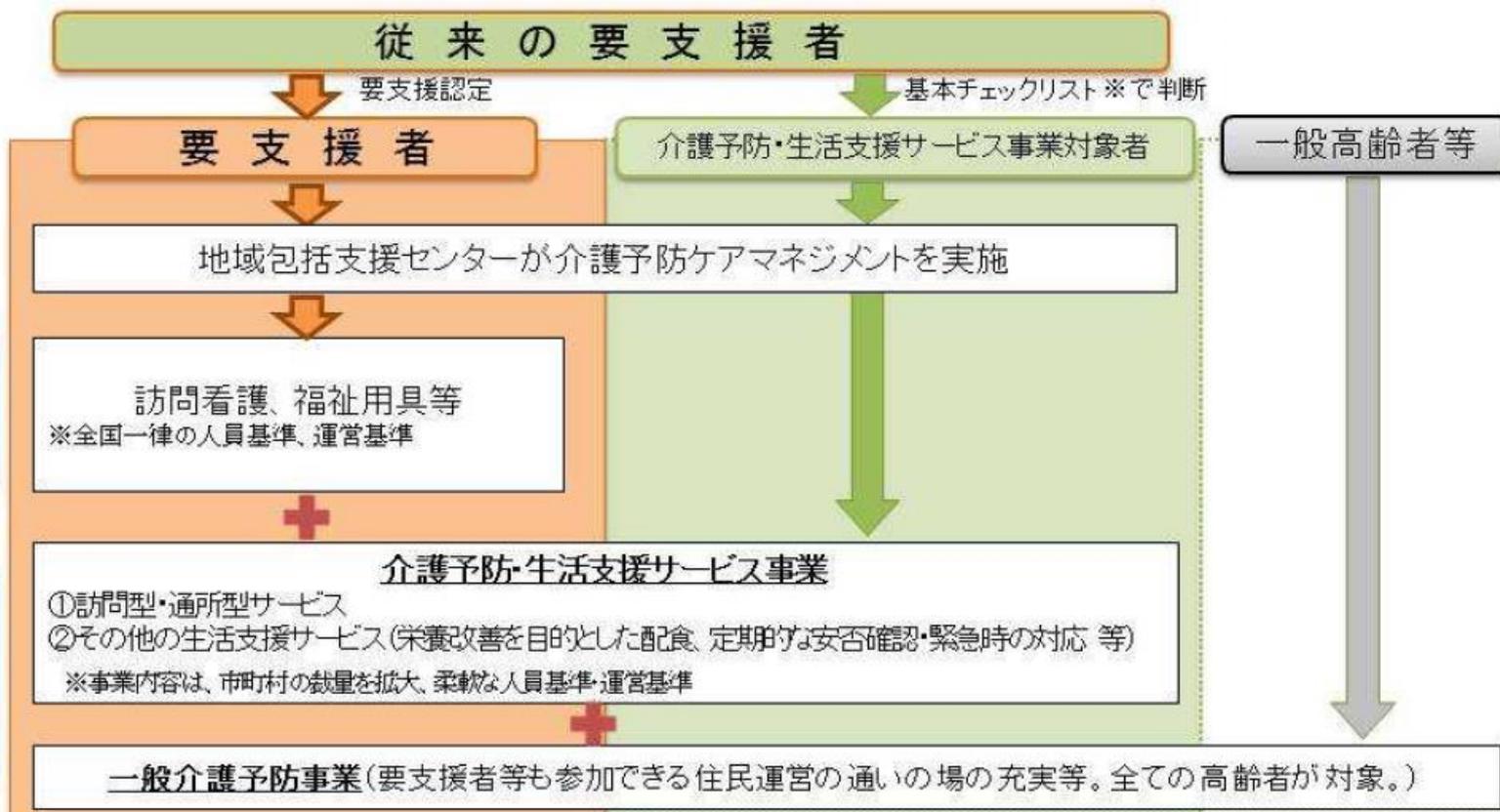
○介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 訪問型サービス
- ・ 通所型サービス

○一般介護予防事業

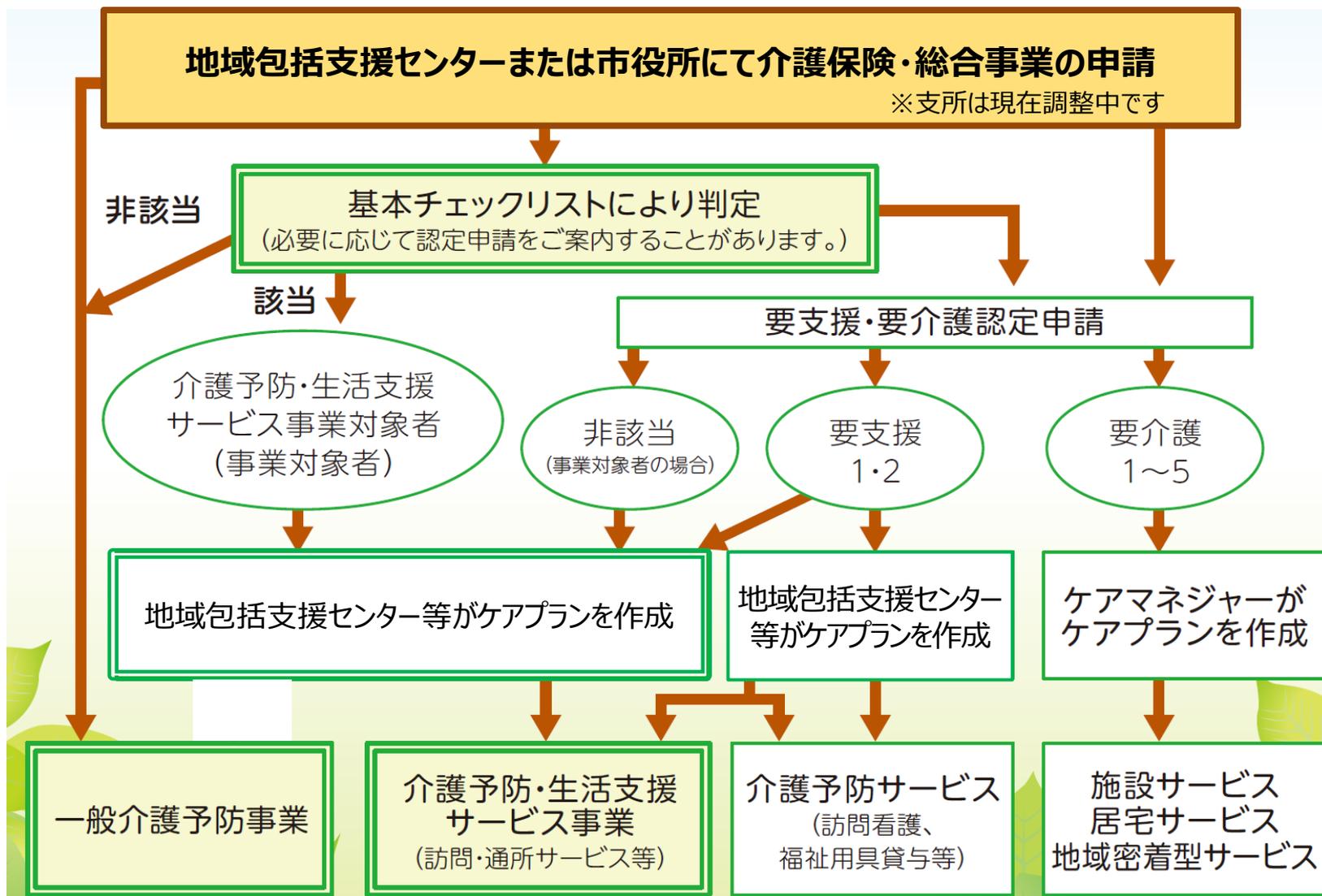
統合

総合事業 利用者要件

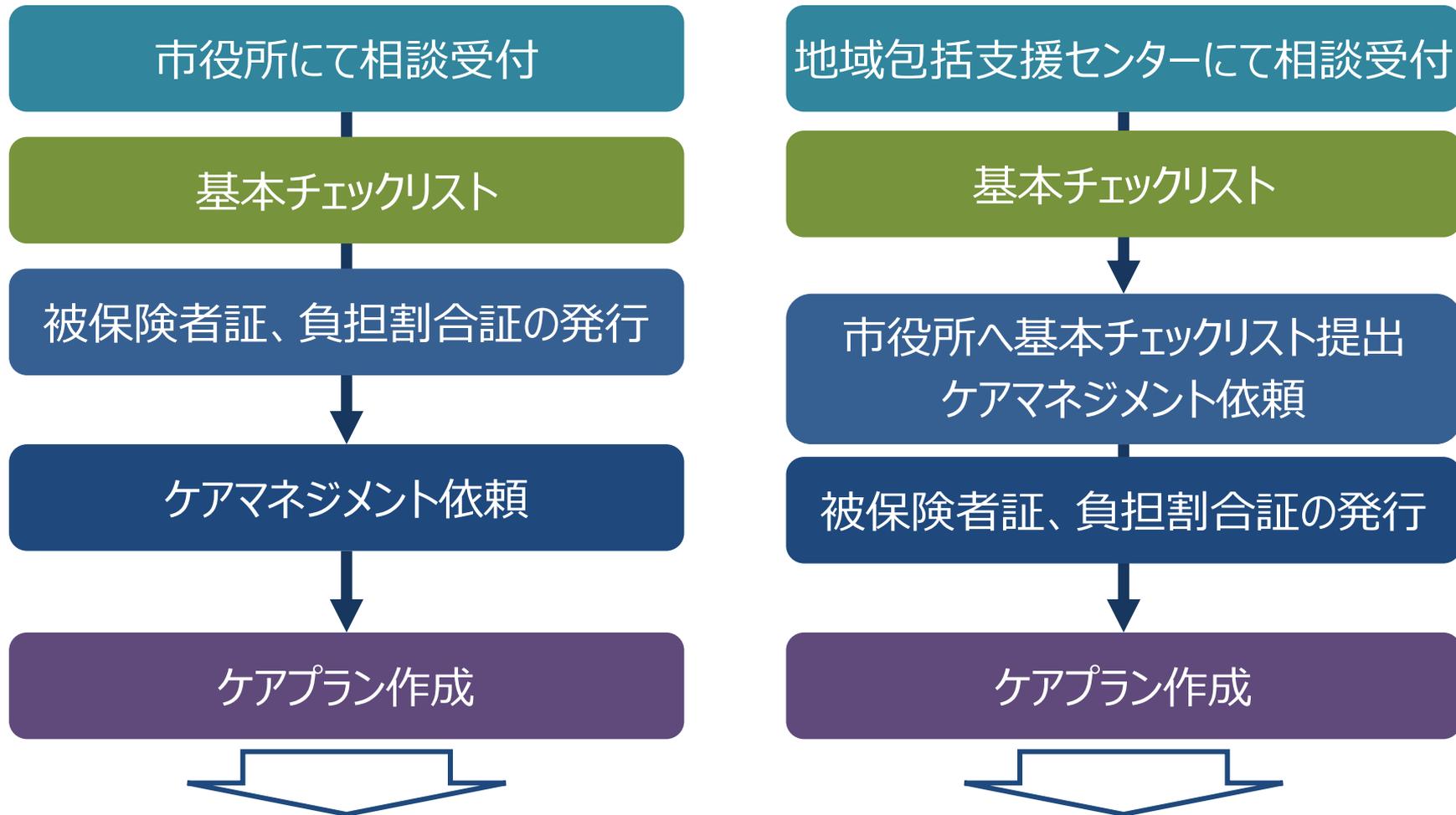


3 総合事業サービス利用までの流れ

サービス利用の手続き・流れ



サービス利用の手続き・流れ



サービス利用開始

基本チェックリストの実施対象者と 要支援・要介護認定申請提出対象者

区分		チェックリストの実施	要介護（要支援）認定申請書の提出
新規		訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
更新	要介護認定者	すべて認定申請	
	要支援認定者	訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
区分変更		状態悪化の場合はすべて認定申請	
2号被保険者		すべて認定申請	

事業対象者の有効期間について

- 事業対象者には**有効期限はありません**が、ケアプランの見直しは最大1年間隔で行っていくこととします。
⇒ケアプラン見直しの際に、基本チェックリストを実施します。

事業対象者の有効期限

一般高齢者⇒事業対象者	有効期限なし
要支援者⇒事業対象者	有効期限なし
事業対象者⇒要支援（要介護）者	有効期限：認定有効期間開始の前日
事業対象者⇒一般高齢者（非該当）	有効期限： 基本チェックリストにより非該当となった月の末まで

移行のタイミングとサービス利用

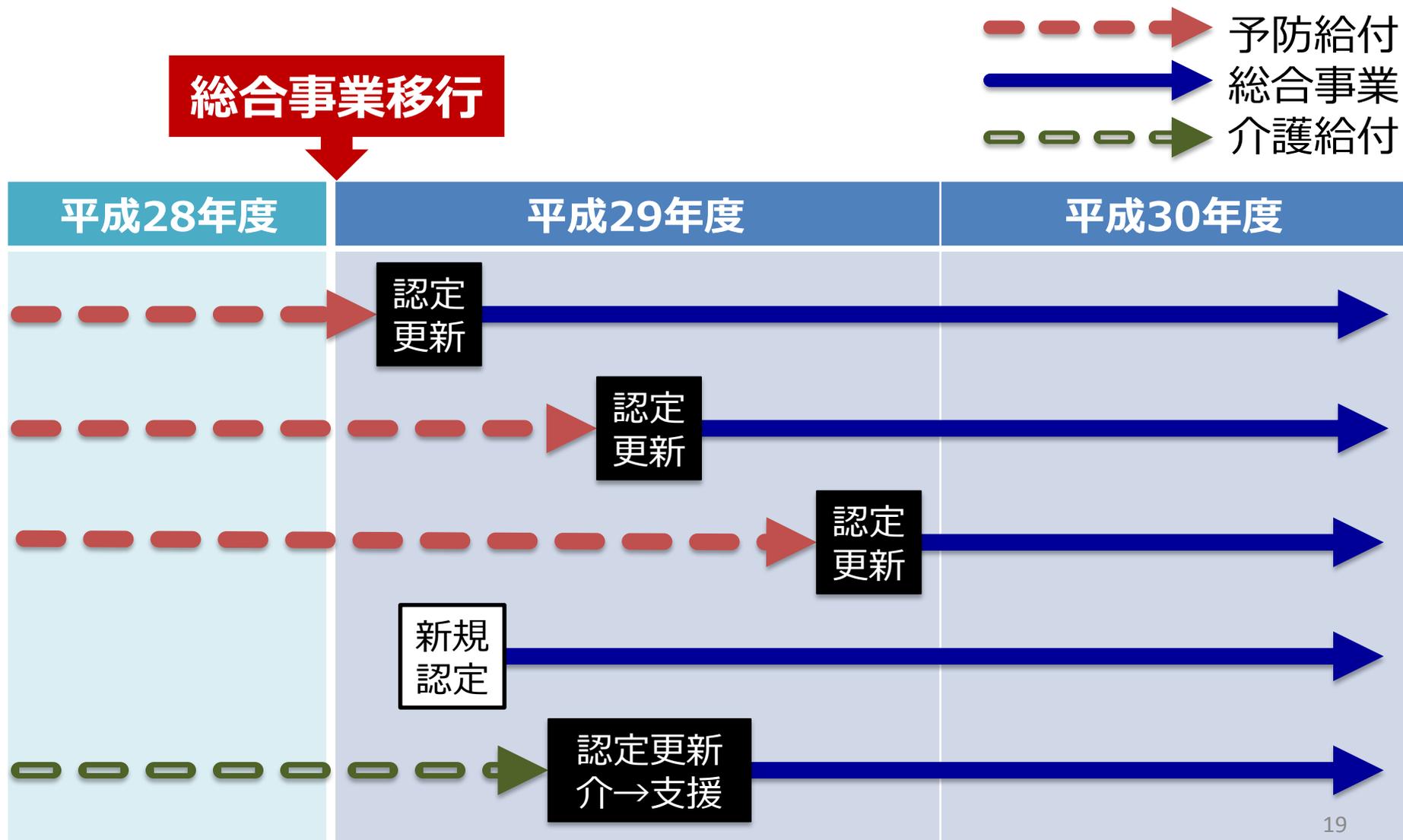
○認定の更新のタイミングで切り替え

- 既に認定を受けている方は、認定更新時に総合事業に移行
- すでにサービスを利用している方は、移行後も必要に応じてサービスの利用が可能。

○新規要支援認定者および事業対象者

- 総合事業開始後、新しく要支援認定者又は事業対象者となった方は、当初より総合事業としてサービス利用
- サービス利用にあたっては、利用前にサービスの流れを十分に説明する。

サービス移行のタイミング



サービス移行のタイミング

- 利用者は、総合事業開始（H29.4月）以降における**最初の認定更新のタイミング**にて、総合事業移行となる。
 - 一番早い方は、有効期限が平成29年3月末で認定が切れる方。
 - 一番遅い方は、有効期限が平成30年2月末で認定が切れる方。
- 平成30年3月からは、すべての方が総合事業に切り替わることになります。

切り替えに伴う移行方針について

平成29年3月末以降において

①要支援 1・2 でサービス利用がない方

- 「総合事業開始により、更新の必要はなくなり、もし必要となった場合はすぐに（基本チェックリストにより）デイサービス・ヘルパーが利用できる」ことを説明。

②要支援 1・2 でデイサービス・ヘルパー利用の方

- デイサービス・ヘルパー利用のみで、状態が安定している方については、基本チェックリストにより事業対象者へ切り替えが可能
- 状態が不安定で、その他のサービス（福祉用具等）の必要が見込まれる場合は、更新申請をお勧めする。

4 豊田市が実施するサービス事業

豊田市のサービス事業類型

○ 対象者： 要支援1・2、基本チェックリスト該当者

【訪問型サービス】

訪問介護



- **現行相当サービス**
現行の訪問介護と同じサービス（身体介護や生活援助）
- **基準緩和サービス**
訪問介護の基準を緩和したサービス（生活援助）

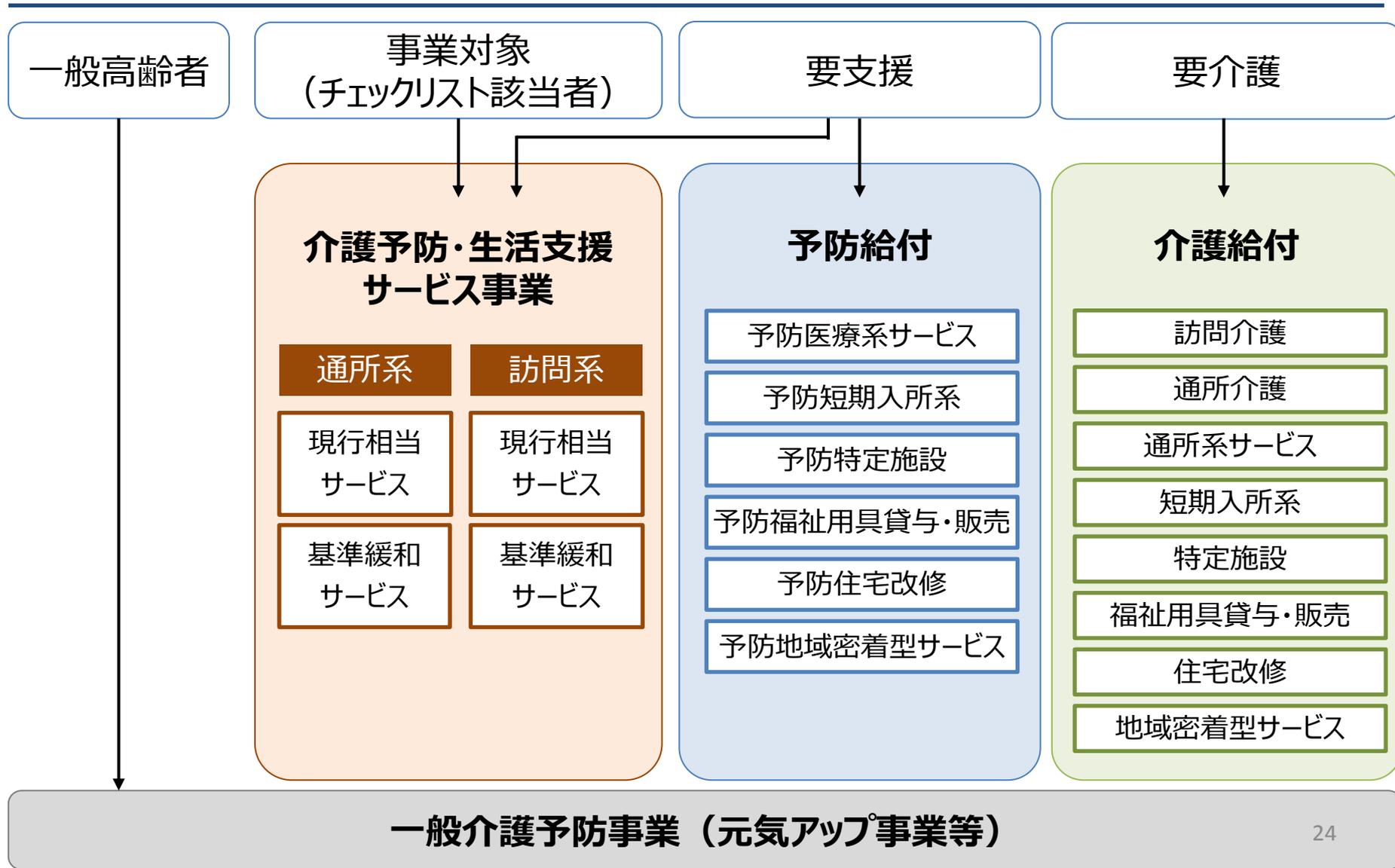
【通所型サービス】

通所介護



- **現行相当サービス**
現行の通所介護と同じサービス（機能訓練や入浴など）
- **基準緩和サービス**
通所介護の基準を緩和したサービス（軽体操やレクリエーションなど）

総合事業移行後のサービスイメージ



その他のサービス類型について

ガイドラインで示されたサービス類型	豊田市名称（案）	実施時期
現行の訪問介護・介護相当	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問サービス ・介護予防通所サービス 	平成29年4月から実施
サービスA (基準を緩和したサービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援訪問サービス ・生活支援通所サービス 	平成29年4月から実施
サービスB (住民主体による支援)	—	未定
サービスC (短期集中予防サービス)	—	未定

5 介護予防・生活支援サービスの 基準と指定 (現行相当サービス)

現行相当サービスの指定について①

① 内容について

- 旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容。
- 基本的に、**事業所の指定基準、報酬、加算等は旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一**。
- 請求方法は国保連経由で変わらないが、請求コードは総合事業専用のものであることに注意（後述）。

② 指定申請について

- みなし指定を受けた事業所は申請不要。
- みなし指定を受けていない事業所は、総合事業を開始した市の利用者に対してサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある（後述）。

現行相当サービスの指定について②

① みなし指定について

- みなし指定とは、平成27年3月31日までに**介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所**に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、**全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定**（医療確保推進法附則第13条）。
- よって総合事業の新規指定申請は不要、その効力は全市に及ぶ。

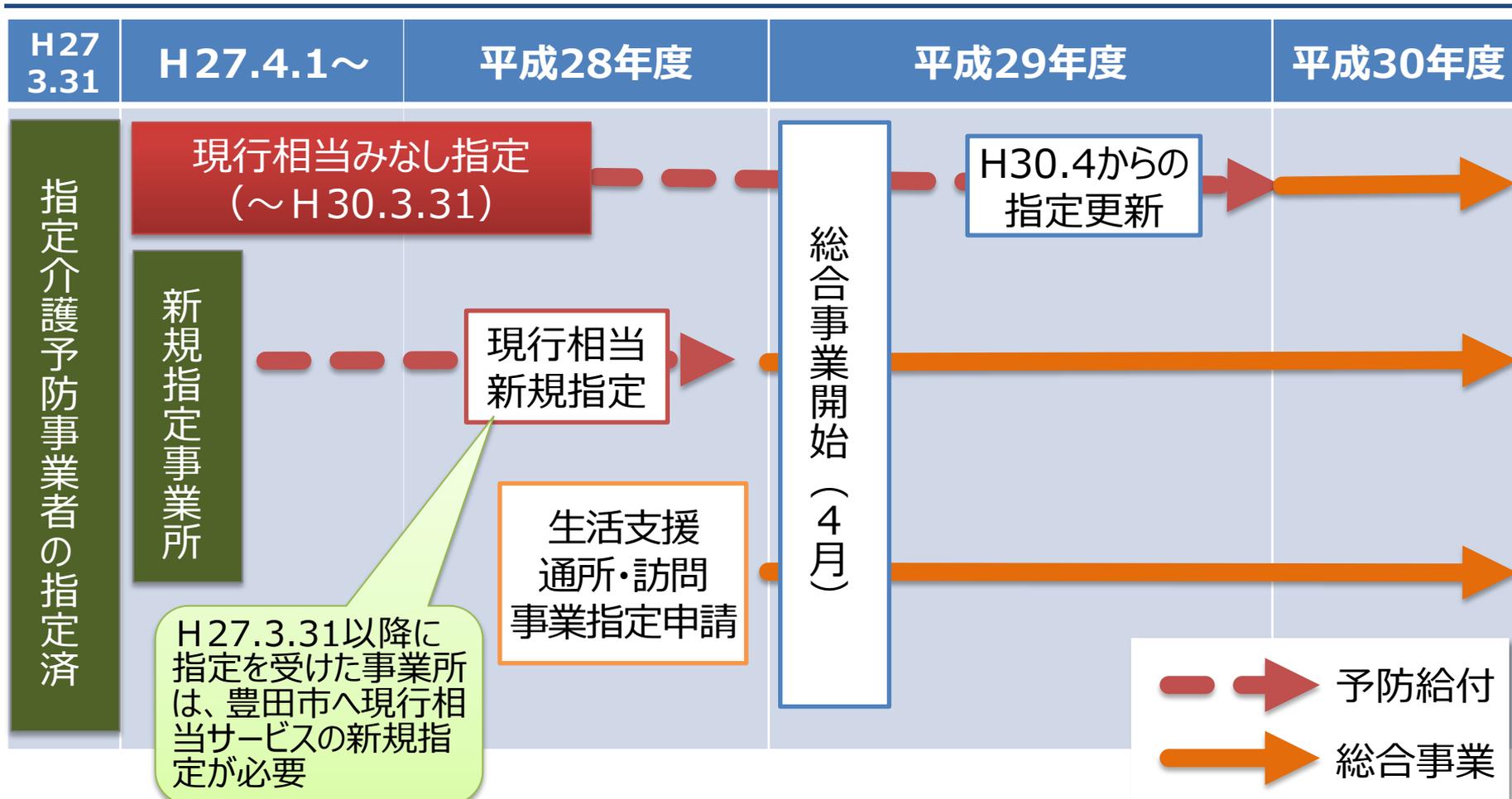
② みなし指定の有効期間

- 平成27年4月1日より平成30年3月31日まで
- ※ みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として指定更新を受ける必要がある。

みなし規定について

被保険者	総合事業 開始時期	事業所 所在地	みなし指定期間 (H30年3月まで)	みなし期間満了後 所在地で指定更新 した場合
豊田市	平成29年4月	豊田市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として	○
		隣接市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として	△ ※H30.3までの 利用者のみ継続可
隣接市	平成29年4月	豊田市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として	△ ※保険者による
		隣接市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として	○

事業者指定の流れ



※ みなし指定を受けた事業者は、利用者の認定更新のタイミング等にあわせて、請求コードは総合事業専用に切り替えることが必要。

※ サービスコードの変更（訪問61：予防給付→A1、通所65：予防給付→A6）

事業ごとの指定申請について

①平成27年3月31日時点で指定を受けている指定介護予防サービス事業者

事業名	豊田市への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 （現行の訪問介護相当）	新規申請は不要	A1（訪問）
介護予防通所介護 （現行の通所介護相当）	新規申請は不要	A5（通所） A6

※平成29年度中に介護予防の指定有効満了日を迎える事業所は、満了日の翌日から総合事業へ切り替え

※介護通所介護事業所については、豊田市の場合A6のサービスコードを使用するために「第1号事業費給日算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となります。

②平成27年3月31日以降に指定を受けた指定介護予防サービス事業者

事業名	豊田市への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 （現行の訪問介護相当）	新規申請が必要	A2（訪問）
介護予防通所介護 （現行の通所介護相当）	新規申請が必要	A6（通所）

指定の混在について

- ✓ 平成30年3月までは、事業所指定は3種類存在することになる。
- ✓ 総合事業開始後に**指定内容等の変更があった場合は、それぞれの変更届を提出する必要があることに注意。**

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	豊田市
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	豊田市
総合事業	介護予防通所・訪問サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業所の指定	豊田市

事業者と利用者の契約等について

- 指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、**重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。**

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）	再契約	（再）同意
新規（要支援者・事業対象者）	新規契約	同意

※ 現在のサービス提供にかかる契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されない。そのため、総合事業移行により一部文言の変更が必要です。

※ 更新のタイミングで契約書、同意書を取り直すことをお勧めします。方法は、事業名を変更した契約書等を取り直すか、読み替えの同意を取ること等が考えられます（次頁参考）。

（参考） 契約書・同意書の修正例

方法① サービス名称の変更

- 介護予防訪問介護 → 第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
又は豊田市介護予防訪問サービス
- 介護予防通所介護 → 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
又は豊田市介護予防通所サービス

方法② 契約条項の読み替え

- （介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え）

第●条 利用者の保険者である市町村が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問（通所）介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防訪問（通所）介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型（通所型）サービスと読み替えるものとする。

6 介護予防・生活支援サービスの 基準と指定 (基準緩和サービス)

豊田市のサービス事業類型

○ 対象者： 要支援1・2、基本チェックリスト該当者

【訪問型サービス】

訪問介護



- **現行相当サービス（介護予防訪問サービス）**
現行の訪問介護と同じサービス（身体介護や生活援助）
- **基準を緩和したサービス（生活支援訪問サービス）**
訪問介護の基準を緩和したサービス（生活援助）

【通所型サービス】

通所介護



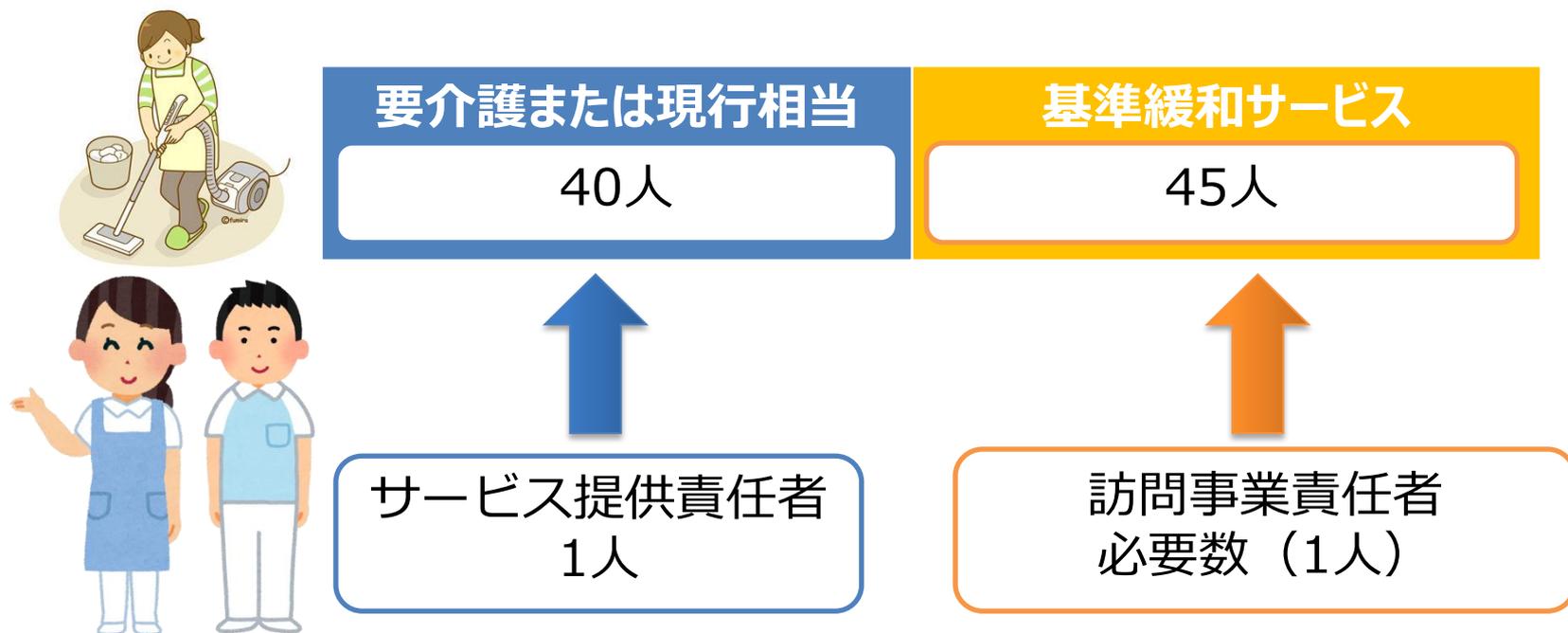
- **現行に相当するサービス（介護予防通所サービス）**
現行の通所介護と同じサービス（機能訓練や入浴など）
- **基準を緩和したサービス（生活支援通所サービス）**
通所介護の基準を緩和したサービス（軽体操やレクリエーションなど）

訪問型サービスの基準 概要

	介護予防訪問サービス 介護予防訪問介護に相当（現行相当）	生活支援訪問サービス 市が基準や内容を緩和させたもの（基準緩和） 一体型指定 単独型指定	
内容	身体介助および生活援助	生活援助（買い物支援、調理、掃除、洗濯等）	
実施主体	現行の訪問介護事業所	既存の訪問介護事業所 （社会福祉法人等）	新規参入事業所 （シルバー人材センター等）
対象	要支援者、基本チェックリスト該当者	同左	
ケアプラン	ケアマネジメントA（現行と同様）	ケアマネジメントB	
サービス提供	サービス計画に基づき決定（週1～2日） ※利用者の様態により利用時間は異なる	60分程度 ※サービス計画に基づき実施	
事業所指定	必要	同左	
単価等	週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週2回超 3,704単位（要支援2のみ） ※1単位 10.42円 ※現行の介護予防訪問介護と同じ報酬、 各種加算あり	週1回程度 932単位 週2回程度 1,864単位 ※1単位 10.42円 ※資格要件を緩和した報酬設定、加算なし	
請求方法	国保連合会経由	同左	

総合事業（訪問型サービス）の 人員基準活用例

例② 利用者85人の事業所の場合



※ 85人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、サービス提供責任者が3人必要

$$85人 \div 40人 = 2.1人 \rightarrow 3人$$

通所型サービスの基準 概要

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準や内容を緩和させたもの（基準緩和） 一体型指定・単独型指定
内容	機能訓練、レクリエーション、趣味活動、入浴など	軽運動、レクリエーション、趣味活動など
実施主体	現行の通所介護事業者	現行の通所介護事業者、新規参入事業者
対象	要支援者、事業対象者	同左
ケアプラン	ケアマネジメントA（現行と同様）	ケアマネジメントB
サービス提供の頻度	サービス計画に基づき実施	2～3時間 ※サービス計画に基づき実施
事業所指定	事業者指定	同左
単価等	週1回程度 1,647単位 週2回程度 3,377単位 ※1単位 10.27円 ※現行の介護予防通所介護と同じ報酬、各種加算あり	週1回程度 【送迎あり】1,400単位 【送迎なし】1,100単位 週2回程度 【送迎あり】2,800単位 【送迎なし】2,200単位 ※1単位 10.27円 ※資格要件を緩和した報酬を設定、加算は送迎のみ
請求方法	国保連合会経由	同左

通所型サービスの基準 人員基準

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準や内容を緩和させたもの（基準緩和） 一体型指定・単独型指定
人員基準 （資格・配置条件）	<p>【管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：なし ・配置：常勤専従1人以上（※1） <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：介護福祉士等 ・配置：専従1人以上 <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：看護師等 ・配置：専従1人以上 <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：なし ・配置：～15人；専従1人以上 15人～；利用者1人に専従0.2以上 <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：理学療法士等 ・配置：1人以上 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の勤務に従事可能</p>	<p><単独型指定></p> <p>【管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：なし ・配置：常勤専従1人以上（※1） <p>【リーダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：現行の資格要件または実務経験6か月以上（※2） <p>【従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格：なし ・配置：10人以下の場合はリーダー1人以上（※3）、10人を超える場合は利用者1人につき従事者（リーダー含む）0.1人以上 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の勤務に従事可能</p> <p>※2 機能訓練等に関する実務経験者</p> <p>※3 サービス提供時間を通じて配置</p> <p><一体型指定></p> <p>左記「介護予防通所サービス」人員基準を満たすことに加え、生活支援通所サービス利用者の数に応じて必要数</p>

通所型サービスの基準 設備基準

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準や内容を緩和させたもの（基準緩和） 一体型指定・単独型指定
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員の面積が必要） ・静養室、相談室、事務室 ・消化設備その他非常災害に必要な設備 ・その他必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するための区画 ※専用でなくても可 （3㎡×利用定員の面積が必要） ・消化設備その他非常災害に必要な設備 ・その他必要な設備・備品

総合事業（通所型サービス）の 人員基準活用例①

例① 利用者25人の事業所の場合【一体型】



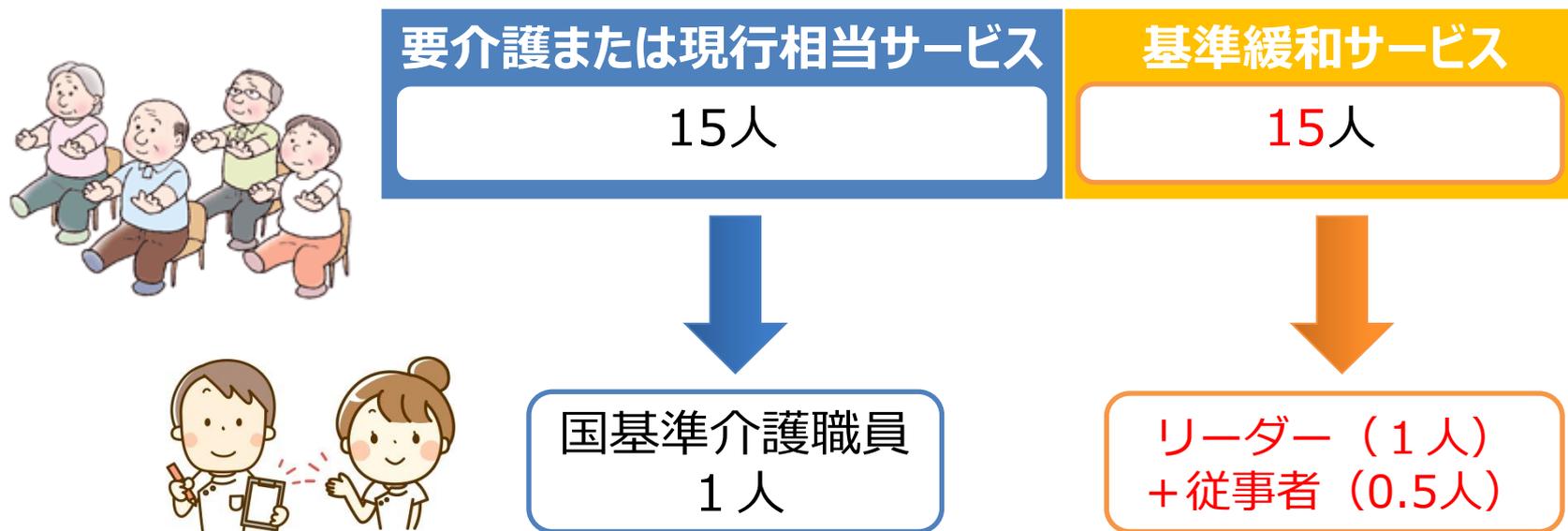
※25人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、介護職員が3人必要

15人まで介護職員 1人

15人～利用者 1人につき0.2人 $(25 - 15) \times 0.2 = 2$ 人

総合事業（通所型サービス）の 人員基準活用例②

例② 利用者30人の事業所の場合【単独型】



※30人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、介護職員が4人必要

15人まで介護職員1人

15人～利用者1人につき0.2人 $(30 - 15) \times 0.2 = 3$ 人

7 介護予防ケアマネジメントについて

対象者別の利用可能サービスについて

サービス種類		要介護	要支援	総合事業 対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付 (福祉用具貸与・医療系サービスほか)		×	○	×	×
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防通所・訪問サービス (現行相当サービス)	×	○	○	×
	生活支援訪問・通所サービス (基準緩和サービス)	×	○	○	×
一般介護予防事業		○	○	○	○

サービス選択の留意事項

○訪問型・通所型サービス

- 基本チェックリストは従来の二次予防事業のように積極的に配布するのではなく、**支援が必要だと相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡便にサービスにつなぐために実施する**（原則本人が来所、不可能な場合は家族等が来所）。
- 基本チェックリストに該当しないケースについては**一般介護予防、民間サービス、市の単独施策等の利用**につなげる。
- **第2号被保険者は基本チェックリストではなく要介護認定等申請を行う。**
- 新しく事業の対象となる者には、自らの能力を最大限活用しつつ、**基準を緩和したサービス等への利用を促す。**
- すでにサービスを利用しているケースで、サービスの継続が必要と認められるケースについては現行相当のサービス利用に配慮する。
- 現行相当のサービスは、下記のような専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。

【訪問型】主に認知機能の低下等により日常生活に支障があるケース等

※原則、生活援助のみの場合は基準緩和サービスを勧める

【通所型】基準を緩和したサービス利用が難しい・不適切なケースや、専門職の指導による生活機能改善・維持が見込まれるケース等

介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

利用者区分	利用サービス	プラン費請求	コード	請求先
総合事業 対象者	総合事業 (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	豊田市※
要支援1	介護予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連
	介護予防給付 + 訪問型サービス			
	介護予防給付 + 通所型サービス			
	総合事業 (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	豊田市※
要支援2	介護予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連
	介護予防給付 + 訪問型サービス			
	介護予防給付 + 通所型サービス			
	総合事業 (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	豊田市※

※ 介護予防給付のサービスを一つでも使っている場合は、介護予防支援費。総合事業のみは介護予防ケアマネジメント費となり、月ごとに替わる可能性もあることに注意。

※ 総合事業のみ利用する人の介護予防ケアマネジメント費については、請求ルートが異なる。⁴⁸

介護予防ケアマネジメント類型について

利用するサービスに応じて下記のとおり実施します。

国が示す類型	対象	実施手順
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当のサービスを利用する場合	<p>従来 of 介護予防支援と同じ</p> <p>(基本チェックリスト・要支援認定→介護予防ケアマネジメント依頼書提出→被保険者証発行)</p> <p>→アセスメント</p> <p>→ケアプラン原案作成</p> <p>→サービス担当者会議</p> <p>→利用者への説明・同意</p> <p>→ケアプランの説明・同意・交付 (サービス利用前までに)</p> <p>→サービス利用開始</p> <p>→モニタリング (毎月サービス提供状況を確認、居宅訪問面接は3カ月に1回とサービスの期間終了月に実施)</p> <p>→評価 (達成状況確認と方針決定)</p>
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	基準を緩和したサービスを利用する場合	<p>下記以外はケアマネジメントAと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議の開催は必要があれば実施 モニタリング (3カ月に1回サービス提供状況を確認、訪問面接は3カ月に1回とサービスの期間終了月に実施)

・利用者の状況に変化があった場合は、必要に応じて利用者宅 (サービス事業所) を訪問し、計画見直しの必要性について検討する。 ※詳しい実施方法は別紙「介護予防ケアマネジメントの方法」参照

ケアマネジメント様式

- 介護予防マネジメントで使用する様式は基本的に介護予防支援事業と同じ（制度改正に伴い表題等の一部変更があるため、下記の文書を参照すること）。

平成27年6月5日付け介護保険最新情報Vol.484「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

個別サービス計画の作成

- 訪問サービス・通所サービス共に、個別サービス計画の作成が必要（様式は任意）

通所サービスについては 平成27年3月27日付 老振発0327第2号「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」参照

介護予防ケアマネジメントの報酬

国が示す類型	報酬	介護報酬	委託料
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	基本報酬	430単位	387単位
	初回加算	300単位	270単位
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	基本報酬	320単位	288単位
	初回加算	300単位	270単位

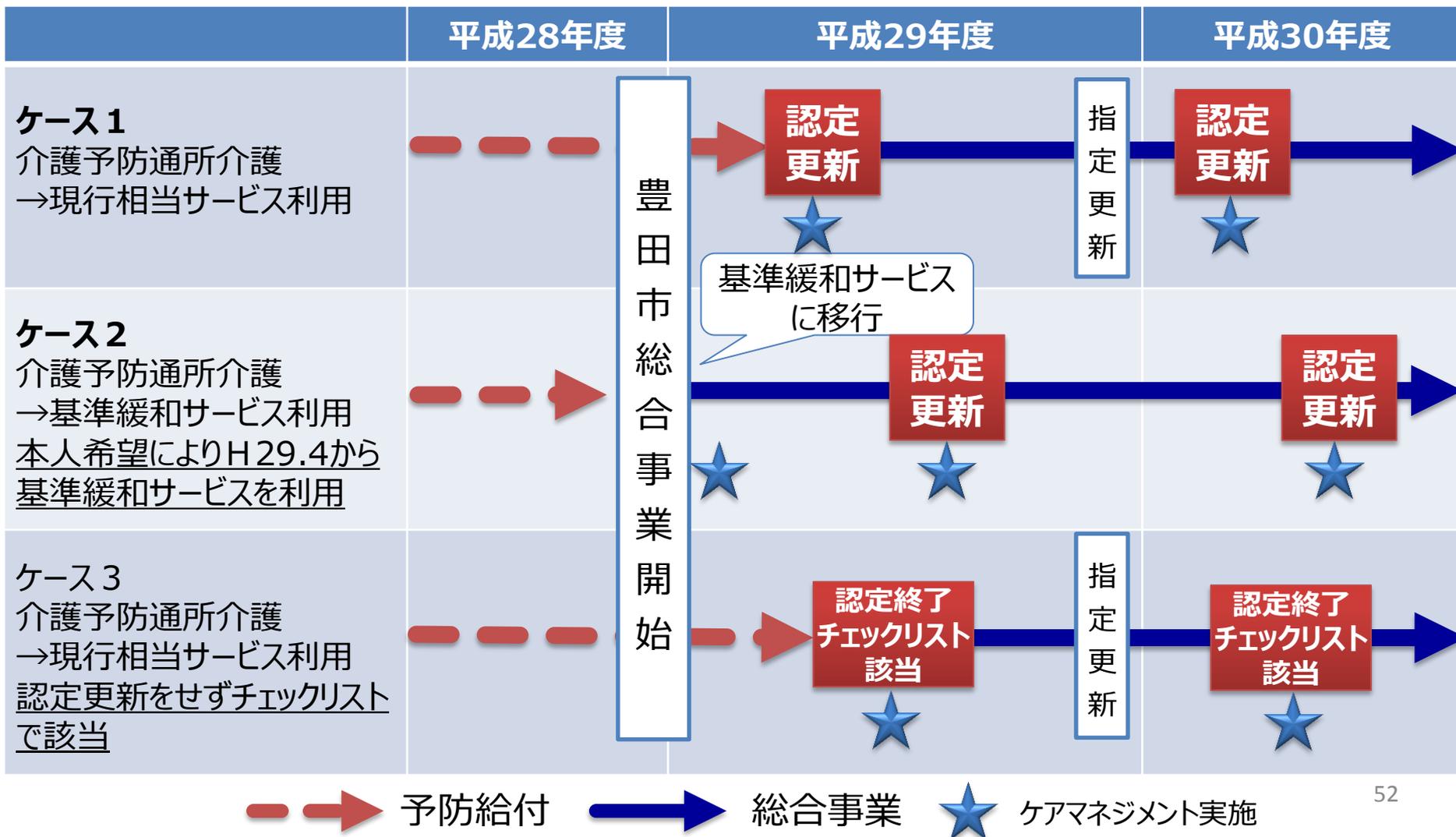
※ 上記は1月ごとの報酬 1単位 = 10.42円 委託割合 9 : 1

月額包括報酬の日割り請求

平成27年3月31日付 厚労省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について 資料9」を参照すること

ケアマネジメントの実施時期

○平成27年3月31日以前からの事業所の例



サービスの併用利用について

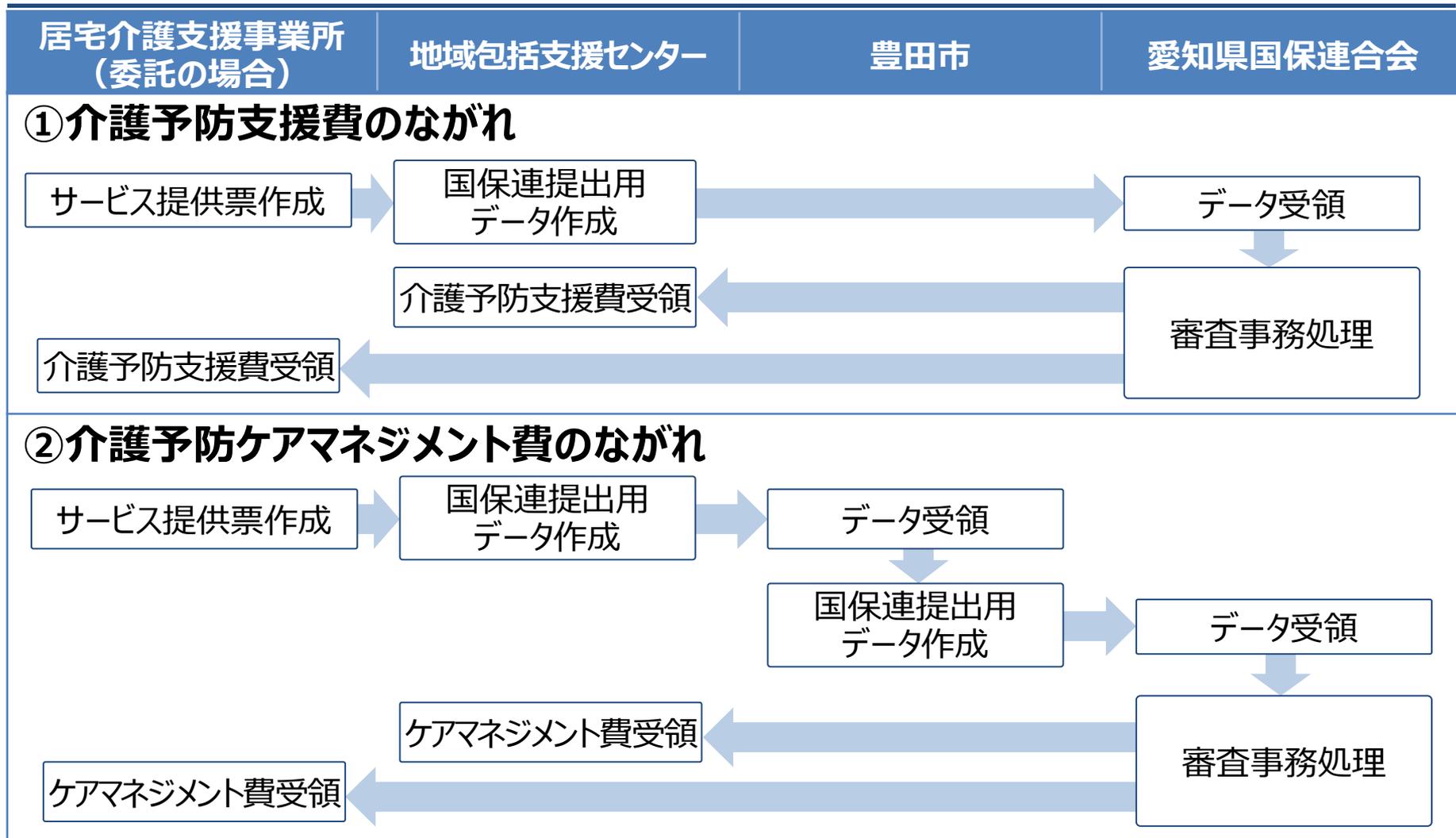
- 現行の介護予防訪問・通所介護の介護報酬は**月包括報酬**となっており、それぞれ**同じサービス種別の事業所との併用は不可**となっている（介護予防通所介護は介護予防通所リハビリテーションとの併用も不可）
- 総合事業においても、現行相当サービス、緩和サービスともに**月包括報酬**とするため、**併用は不可**となる（訪問サービスと通所サービスの併用は可）
- 一般介護予防事業は、どのサービスでも併用可

併用のサービス種類		利用の可否	介護予防ケアマネジメントの類型
現行相当訪問介護	基準緩和訪問介護	×	
現行相当通所介護	基準緩和通所介護	×	
現行相当訪問介護	現行相当通所介護	○	ケアマネジメントA
基準緩和訪問介護	基準緩和通所介護	○	ケアマネジメントB
基準緩和訪問介護	現行相当通所介護	○	ケアマネジメントA

介護予防ケアマネジメント実施担当者と委託

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 利用者本人が居住する地区の地域包括支援センターが実施する
実施担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターに配属されている3職種と介護支援専門員等の介護予防支援業務を行っている職員 業務の一部を居宅介護支援事業所に委託可能
取り扱い件数	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの実施件数、居宅介護支援事業所の受託件数の制限なし 居宅介護支援費の取り扱い件数には含めない
望ましい実施体制の例	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターがすべてのケースを実施する ② 委託する場合、初回の介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行い、1クール終了後のケアプランの継続、変更以後は居宅介護支援事業所が行い、適宜地域包括支援センターが関与するなどが考えられる。 <p>※ なお、居宅介護支援事業所が受け持つ場合も、初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会い、地域ケア会議等を活用し、そのすべてに関与すること。</p>

プラン代請求のながれについて



※①②ともに、給付管理票については国保連へ提出

※②の豊田市⇔包括のデータ受領については、後日データ作成ソフト及びマニュアルを配布予定

利用者負担額と区分支給限度額

- 利用者負担額

サービス	負担割合
現行相当サービス	1割負担 (一定所得以上は2割負担)
基準緩和サービス	

国保連経由のサービスはすべて介護給付と同じ負担割合とします。

※滞納者の総合事業に係る給付制限は当面の間実施を見送ります。

- 区分支給限度額

利用者区分	支給限度額
事業対象者	5,003単位
要支援 1	5,003単位
要支援 2	10,473単位

介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成・ケアマネジメント依頼届	理由
介護給付利用→予防給付利用 (要介護→要支援)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
介護給付利用→サービス事業のみ利用 (要介護→要支援、事業対象者)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
予防給付→サービス事業のみ利用 (要支援→要支援)	※不要	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため
要支援者→事業対象者 (認定更新せず)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントを委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

※届出を省略できることとなっており、豊田市は不要として扱う予定

総合事業の介護予防ケアマネジメントについて

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
— 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について
計97枚（本紙を除く）

Vol.484

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986)
FAX : 03-3505-7894

詳細は下記にて確認ください

平成27年6月5日付け 介護保険最新情報 Vol.484

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

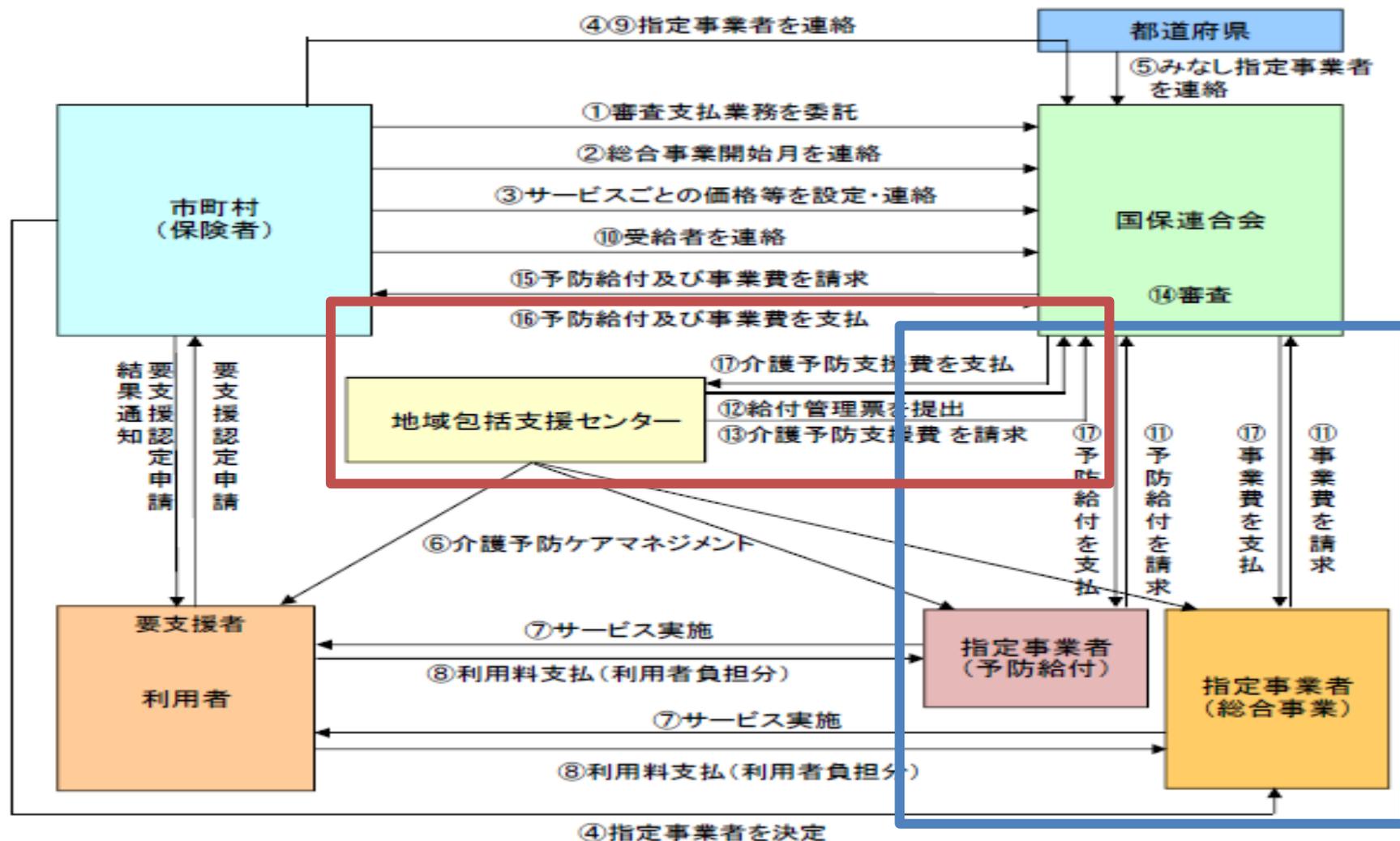
ダウンロード先

WAMNET（ワムネット）

<http://www.wam.go.jp/>

8 総合事業サービス費用の請求について

総合事業の請求のながれについて



※総合事業に係る請求は、介護予防ケアマネジメントの請求以外は現行と同様 ⁶⁰

現行相当サービス（訪問）

サービス内容	単位	対象とする者
週1回程度現行相当サービス （みなし・独自）	1月につき 1,168単位	要支援1・2、事業対象者
週2回程度現行相当サービス （みなし・独自）	1月につき2,335単位	要支援1・2、事業対象者
週2回を超える程度の現行相当サービス （みなし・独自）	1月につき3,704単位	要支援2

※ 各種加算・減算（初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ、サ責減算、同一建物減算など）は給付と同一

※ 日割りの要件は現行の介護予防訪問介護の場合と同様

※ 豊田市では、1月あたりの包括報酬を用います。**1回あたりの算定・請求の考え方はありません。**

現行相当サービス（通所）

サービス内容	単位	対象とする者
週1回程度現行相当サービス （みなし・独自）	1月につき1,647単位	要支援1・2、事業対象者
週2回程度現行相当サービス （みなし・独自）	1月につき3,377単位	要支援2

※ 各種加算・減算（生活機能向上グループ加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、若年性認知症利用者受入加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ、定員超減算、同一建物減算など）は給付と同一。

※ 日割りの要件は現行の介護予防通所介護の場合と同様

※ 豊田市では、1月あたりの包括報酬を用います。1回あたりの算定・請求の考え方はありません。

現行相当(国基準)サービスの 地域単価について

区分	利用者区分	サービスコード	級地区分	3級地 名古屋	6級地 刈谷、豊田、 知立、みよし、 岡崎、安城	7級地 豊明、日進、 東郷、大府等
訪問	現行相当(みなし)	A1	事業所の所在地 の地域区分	11.05円	10.42円	10.21円
	現行相当(独自) ※H27.4以降指 定した事業所	A2	豊田市 (利用者の保険 者)の地域区分	11.05円	10.42円	10.21円
通所	現行相当(みなし)	A5	事業所の所在地 の地域区分	10.68円	10.27円	10.14円
	現行相当(みなし・ 独自) ※H27.4以降指 定した事業所	A6	豊田市 (利用者の保険 者)の地域区分	10.68円	10.27円	10.14円

※豊田市の場合、現行相当のみなし指定を受けた事業所も、みなし指定を受けていない事業所も「A6」のサービスコードを使用します。

基準緩和サービス（訪問・通所）

区分	サービスコード	サービス内容	単位	単価	対象とする者
訪問	A3	生活支援 訪問サービス	1月につき 932単位	1単位	要支援1・2、事業対象者 週1回程度サービスが必要とされた者
			1月につき 1,864単位	10.42円	要支援1・2、事業対象者 週2回程度サービスが必要とされた者
通所	A7	生活支援 通所サービス	【送迎あり】 1月につき 1,400単位	1単位 10.27円	要支援1・2、事業対象者 週1回程度サービスが必要とされた者
			【送迎なし】 1月につき 1,100単位		
			【送迎あり】 1月につき 2,800単位		要支援2 週2回程度サービスが必要とされた者
			【送迎なし】 1月につき 2,200単位		

介護予防ケアマネジメント費

ケアマネジメント区分	利用者区分	単位数	1単位の単価 (豊田市)
原則的なケアマネジメント (ケアマネジメントA)	現行相当サービス 利用者	【基本報酬】1月あたり430単位 【初回加算】300単位	6級地 10.42円
簡易的なケアマネジメント (ケアマネジメントB)	基準緩和サービス 利用者	【基本報酬】1月あたり320単位 【初回加算】300単位	

- ※ 原則的なマネジメント（ケアマネジメントA）は、介護予防支援と内容・報酬は同じである。
- ※ 1つでも介護予防給付サービスの利用がある月は、介護予防支援費での請求となるが、ない場合は介護予防ケアマネジメント（AあるいはB）での請求となる。
- ※ 同一の方であっても、福祉用具レンタルを中止した月など、月によって介護予防支援となったり、介護予防ケアマネジメントになったりと変動する可能性がある。

9 要介護認定に係る 有効期間の見直しについて

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

- 総合事業を実施する市町村は、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12ヶ月、上限24ヶ月に延長することが認められています。

申請区分	今まで		これから	
	原則	可能な設定	原則	可能な設定
新規申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	支援→支援	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	支援→介護	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	介護→支援	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	介護→介護	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月

担当者連絡先

- 総合事業の概要、全般について
⇒ 地域福祉課 地域包括ケア推進担当
Tel 0565-34-6984
- 総合事業における事業所指定、サービス基準、ケアマネジメントについて
⇒ 介護保険課 計画施設担当
Tel 0565-34-6634
- 総合事業の事業対象者の登録について、ケアマネジメント依頼届出書の提出について
⇒ 介護保険課 認定審査担当、給付担当
Tel 0565-34-6634